

高齢者が狙われています

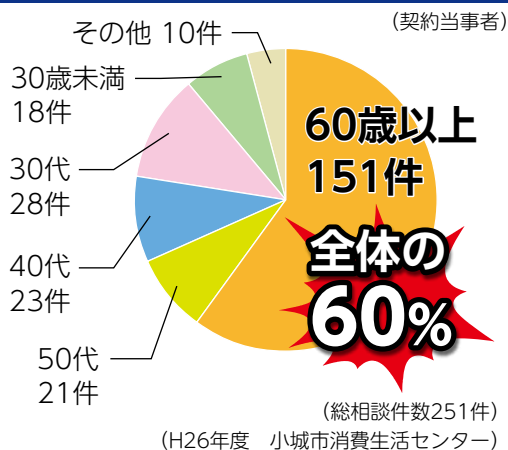


小城市消費生活センターには、毎年多くの相談が寄せられています。(平成26年度 251件)
そのうち、高齢者の被害が多く報告されています。

高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯だけでなく、子どもたちと同居していても昼間は一人だけになってしまう場合が多く、訪問販売や電話勧誘販売に狙われやすいようです。

また、最近では投資詐欺も多く発生していて、より一層の注意が必要です。

年代別消費者トラブルの相談件数



高齢者の相談で多い トラブルの内容



ケース1 投資商法トラブル

社債、ファンド型投資商品、未公開株、外国通貨などさまざまな商品を使って、「おいしい話」「もうけ話」と言って勧誘し、お金を払い込ませる。



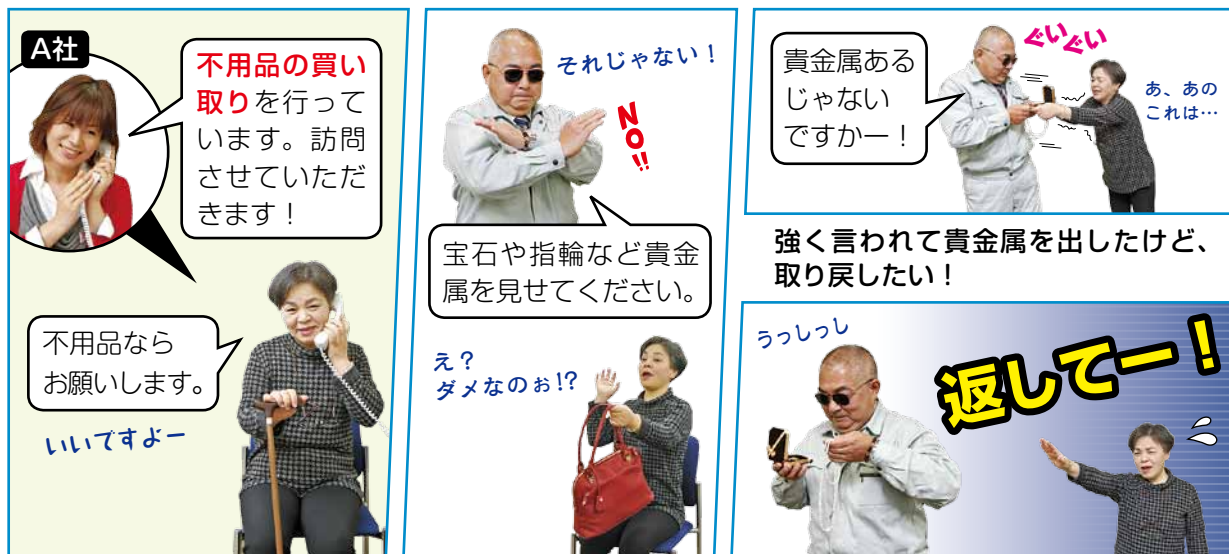
B社に振り込んだ後・・・



- 「必ずもうかる」「値上がり確実」「高く買い取る」などと利益になることを強調して、購入をせまります。
- 購入後に業者と連絡が取れなくなることがほとんどです。

ケース2 貴金属などの訪問買い取り

「不用品を買い取る」と女性から電話があり、承諾した。来訪したのは男性で「貴金属はないか」と言われ、見せるだけのはずだった貴金属を買い取られた。



- 貴金属の買い取りが目的の業者もあります。
- 訪問買い取りにもクーリングオフの適用があります。書面で受け取って、8日以内であれば無条件で解約できます。

ケース3 点検商法トラブル

「無料点検に来ました」「排水管の清掃に来ました」などと言って来訪し、屋根や床下などを調べた後、「このままでは危険」などと事実と異なることを言って高額な工事や商品を契約させる。



- 訪問販売などで勧誘された時は、その場で一人で決めず、家族や消費生活センターに相談しましょう。
- 工事契約は、2～3社の見積りを取り、よく検討してから決めましょう。

【消費者トラブルの相談例】



おぎ蔵さん（80歳）

一人暮らしのおぎ蔵さん、以前訪問販売でお風呂のリフォーム工事を頼んだ業者から連絡があり、屋根と外壁も傷んでいるからと次々と工事を勧められ、4日前に契約をしてしまいました。

遠くに住んでいた娘さんがおぎ蔵さんから話を聞き、民生委員さんに連絡しました。

step1 民生委員に相談する

この話を聞いた民生委員は以前受けた講習会で**消費者トラブルは消費生活センターに相談する**ことを思い出し、おぎ蔵さんに相談するよう案内しました。



step2 消費生活センターに相談する

おぎ蔵さんは消費生活センターに来所し、相談しました。相談員が詳しい話を聞き、屋外と外壁工事については**「クーリングオフ」**という契約取り消しの制度が使えることを説明しました。クーリングオフのはがきの書き方を助言し、結果的に解約できました。

★契約の内容によっては、クーリングオフの期間を過ぎていても、業者と解約交渉できる場合もあります。

★事例によっては相談者の希望通りにならない場合があります。



「クーリングオフ」とは

一定期間内であれば、無条件で解約することができる制度です。契約した後も、冷静に考え直すことができます。

■訪問販売、電話勧誘販売などで契約した場合、8日以内であればクーリングオフすることができます。

詳細は、消費生活センターへ



消費生活
センター
(相談室1)

小城市消費生活センター

まずはお気軽にお電話を！ご相談はご予約ください。

☎72・5667 (月・火・水・金曜 9時30分～16時30分)

地域のつながりで未然に防ぐ！

【家族】

高齢で一人暮らしをしている方には定期的に電話をかけたり、訪問をし、こまめにコミュニケーションを取り、様子を確認しましょう。

連携

高齢者

【地域】

こまめに声をかけあうようにしましょう。

消費者トラブルの情報は共有し、警戒するようにしましょう。



高齢者の消費者被害を無くすためにも
地域全体で高齢者を見守りましょう。

「出前講座」出張します！

「だまされないため」のあれこれ教えます

老人会、婦人会、地区の集会やPTAの研修会などに職員が出向きます。ぜひご活用ください！

【費用】 無料

【時間】 1時間程度

【申込方法】 原則、開催日の1か月前までにお電話で申し込みください。



問 申 消費生活相談係（西館1階） ☎37・6136